

37. 国庫補助等採択基準及び補助率

(3) 上水道事業及び水道用水供給事業並びに簡易水道事業及び飲料水供給施設に係る交付金(生活基盤施設耐震化等交付金)

《平成28年4月1日適用》

区分、[主な対象施設]		採択基準(交付要綱等の抜粋)	交付率
全般		1 簡易水道事業及び飲料水供給施設にあつては10,000千円以上 2 都道府県が実施する水道事業及び水道用水供給事業にあつては100,000千円以上 ただし、水道水源自動監視施設整備費にあつては10,000千円以上 3 市町村(一部事務組合を含む。)が実施する水道事業及び水道用水供給事業にあつては10,000千円以上	
水道施設等耐震化事業	簡易水道再編推進事業	市町村が、特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)又は特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2)に係る統合簡易水道施設を整備する事業で、次の(1)~(3)のいずれかに該当するもの (1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業(給水人口50人以上)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備と基幹的施設の新設事業 (2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が困難で、当該水道事業以外の水道事業(原則200m以上離れたもの)から浄水を受けて 統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的で厚生労働大臣が認めた事業 H29以降は、H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で、他の水道施設から原則200m以上離れたものについて、同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業で、次のア及びイいずれにも該当し厚生労働大臣が認めた事業を含む ア 水源が枯渇し、その周辺で水源確保が困難で、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的 イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上 (3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備	
	簡易水道統合整備事業	市町村が、特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2)を統合整備する事業で、次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 市町村が策定する簡易水道統合整備計画に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要な、水道未普及地域解消事業(給水人口50人以上)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備と基幹的施設の新設事業 (2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備	
生活基盤近代化事業	増補改良	市町村が、次の①~③のいずれかに該当する施設の増補改良を行う事業で、次の(1)~(7)のいずれかに該当するもの ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設 ただし、(1)に該当する事業では特定経営状況事業(*3)に限る ② 特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2) ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で、他の水道施設から原則200m以上距離があり、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上 (1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業で、次のア及びイいずれにも該当 ア しゅん工後10年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設(以下、旧施設)の計画水量が水源の枯渇のため計画どおりに得られなくなったもの、又は給水区域内の人口の増加若しくは生活改善等により使用水量が増加したため、当初の計画水量では需要に応じられないもの イ 旧施設の濁水期の1人1日最大給水可能量が150L以下 (2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたもの (3) 鉛製管の更新 (4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設、紫外線処理施設の整備又は代替して開発する水源の整備で、次のアに該当し又はウのいずれかに該当するもの ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸 イ 既設設備が塩素消毒のみで、原水中に大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性の大腸菌群及び連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出、又は取水施設上流等に糞便処理施設が存在 ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過で、イの条件に加え、浄水濁度を0.1度以下に維持できない (5) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業で、次のア又はイのいずれかに該当しウ~カいずれにも該当するもの ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域 又は東南海・南海地震対策特別措置法の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域 ウ 取水、導水、浄水、送配水施設及びこれらと密接な関連を有する施設(管路は含まない)及びこれらの施設内の基幹的な水道構造物であり、運営に必要な施設 エ 地方公営企業法施行規則第7条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が財産処分の制限期間(H15告示第10号)以内の施設 オ H9以前に建築された施設で、耐震診断により施設基準(H12省令第15号)を満たさないことが明らかであるもの カ 耐震補強又は改築を行った構造物がレベル2地震動に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること (6) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業で、次のア又はイのいずれかに該当するもの ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域 又は東南海・南海地震対策特別措置法の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域 (7) 核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量確認を行う分析機器の整備	<簡易水道事業> ・財政力指数が0.30を超える市町村では1/4 ・財政力指数が0.30以下の市町村では1/3、ただし単位管延長7m以上では4/10 ・上記にかかわらず、放射線量分析機器では 1/4 <飲料水供給施設> ・4/10
	基幹改良	市町村が、次の①~③のいずれかに該当する基幹的施設の改良を行う事業で、老朽化等により機能が低下した場合の(1)~(5)のいずれかに該当するもの。ただし、(1)~(3)は増補改良該当事業を除く ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設 ただし、(1)~(4)のいずれかに該当する事業では特定経営状況事業(*3)に限る ② 特定飲料水供給施設でない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設 ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則200m以上距離が (1) しゅん工後原則40年以上経過した構築物を廃止して新設 (2) 設置後原則10年以上経過した機械及び装置(関連構築物を含む)を廃止して新設 (3) 布設後20年以上経過した管路を廃止して新設 ただし、各施設(導水・送水・配水)ごとの管路の延長又は全管路延長の20%以上の改良に限る(別に特例あり) (4) 離島簡易水道について…省略 (5) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設するもので、次のア又はイのいずれかに該当 ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域又は東南海・南海地震対策特別措置法の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域	
	水量拡張	市町村が、次の①~③のいずれかに該当する施設の水量を、従前の計画給水量の20%以上拡張する事業(当該事業に必要な、基幹改良の対象となる基幹的施設改良事業を含む) ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)(特定経営状況事業(*3)に限る) ② 特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2) ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で、他の水道施設から原則200m以上距離があり、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上	

区分、[主な対象施設]		採択基準(交付要綱等の抜粋)	交付率	
水道施設等耐震化事業	水道管路耐震化推進事業	管路近代化事業	直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業 (1) 管路近代化計画に基づき施行される事業で、過去に本補助金が交付された計画が達成されていない (2) 都市計画法に基づく市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業で、直結給水対象人口が10万人を限度とするもの (3) 資本単価140円/m3以上	1/3
		鉛管更新事業 [鉛管の導水管、送水管及び配水管]	鉛管の更新事業で資本単価90(H21以前に採択:70)円/m3以上のもの	1/3
		基幹管路耐震化整備	次のいずれにも該当する事業 (1) 災害復旧と併せて行う導水管、送水管及び厚生労働大臣が認める配水管の耐震化事業 (2) 原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路による災害復旧 (3) 更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造	1/2
水道事業運営基盤強化推進等事業	水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業	次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後5年以内に広域化を実現するもの 1 都道府県水道ビジョンに基づく圏域における広域化事業 2 市町村域を超えた3事業体以上の広域化であり、計画給水人口が原則5万人以上(現在給水人口1万人未満の事業体を含む場合は、計画給水人口3万人以上) 3 資本単価が90円/m3以上である水道事業を含む広域化事業 ただし以下のいずれにも該当する場合は資本単価要件はかからない (1) 現在給水人口が1万人以下 (2) 地震対策地域に指定されている (3) 一人当たり管路延長が、一人当たり平均管路延長(H27:12.95m/人)より長い (4) 1ヶ月に10m3使用した場合の家庭用の水道料金が、平均料金(H27:1,531円)より長い	1/3
		運営基盤強化等事業	広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において行う施設整備事業	1/3
	水道水源自動監視施設等整備費	水道水源自動監視施設整備費 [理化学的指標検査装置及び生物指標検査装置等]	次のいずれにも該当する事業 1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業 2 2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業 3 都道府県が定める水道水質管理計画と整合	1/4
		遠隔監視システム整備費 [計装用機器及び監視操作設備等]	簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合する、又は統合した水道事業者が施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業	1/4